

岳南地域大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「岳南地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害等の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川・海岸）

第3条 協議会は、沼川、潤井川、小潤井川、その他富士土木事務所管内における一級河川及び海岸を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。
4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 現況の水害リスク情報等と減災に係る取組状況の共有
(2) 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の協議・共有
(3) 「取組方針」にもとづく対策の実施状況とフォローアップ
(4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項
(5) 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

岳南地域大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「岳南地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害等の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川・海岸）

第3条 協議会は、沼川、潤井川、小潤井川、その他富士土木事務所管内における一級河川及び海岸を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。
4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 現況の水害リスク情報等と減災に係る取組状況の共有
(2) 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の協議・共有
(3) 「取組方針」にもとづく対策の実施状況とフォローアップ
(4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項
(5) 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、静岡県富士土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県東部地域局、静岡県健康福祉部政策管理局企画政策課が務める。

3 代表事務局は、静岡県富士土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年3月13日から施行する。

(附則)

本改正は、平成30年2月23日から施行する。

(附則)

本改正は、令和元年6月6日から施行する。

(附則)

本改正は、令和2年7月3日から施行する。

(附則)

本改正は、令和3年9月24日から施行する。

(附則)

本改正は、令和4年8月26日から施行する。

(附則)

本改正は、令和5年8月21日から施行する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、静岡県富士土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県東部地域局、静岡県健康福祉部政策管理局企画政策課が務める。

3 代表事務局は、静岡県富士土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年3月13日から施行する。

(附則)

本改正は、平成30年2月23日から施行する。

(附則)

本改正は、令和元年6月6日から施行する。

(附則)

本改正は、令和2年7月3日から施行する。

(附則)

本改正は、令和3年9月24日から施行する。

(附則)

本改正は、令和4年8月26日から施行する。

(附則)

本改正は、令和5年8月21日から施行する。

(附則)

本改正は、令和6年 月 日から施行する。

旧

別表－１ 岳南地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名	役職名
富士市	市長
富士宮市	市長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 甲府河川国道事務所	所長
国土交通省 富士砂防事務所	所長
静岡県 危機管理部	危機管理監代理兼危機報道官
静岡県 経営管理部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 交通基盤部 富士土木事務所	所長

別表－２ 岳南地域大規模氾濫減災協議会幹事会 構成員

関係機関名	役職名
富士市 危機管理室 防災危機管理課	課長
富士市 建設部 河川課	課長
富士市 福祉部 高齢者支援課	課長
富士宮市 危機管理局	局長
富士宮市 都市整備部 河川課	課長
富士宮市 保健福祉部 福祉企画課	課長
気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
国土交通省 甲府河川国道事務所 流域治水課	課長
国土交通省 富士砂防事務所 調査課	課長
静岡県 危機管理部 危機対策課	課長
静岡県 経営管理部 東部地域局	技監兼危機管理課長
静岡県 健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	課長
静岡県 交通基盤部 富士土木事務所	次長兼企画検査課長

新

別表－１ 岳南地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名	役職名
富士市	市長
富士宮市	市長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 甲府河川国道事務所	所長
国土交通省 富士砂防事務所	所長
静岡県 危機管理部	危機管理監代理 兼危機管理部部長代理
静岡県 経営管理部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 交通基盤部 富士土木事務所	所長

別表－２ 岳南地域大規模氾濫減災協議会幹事会 構成員

関係機関名	役職名
富士市 危機管理室 防災危機管理課	課長
富士市 建設部 河川課	課長
富士市 福祉部 高齢者支援課	課長
富士宮市 危機管理局	局長
富士宮市 都市整備部 河川課	課長
富士宮市 保健福祉部 福祉企画課	課長
気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
国土交通省 甲府河川国道事務所	工事品質管理官
国土交通省 富士砂防事務所 調査課	課長
静岡県 危機管理部 危機対策課	課長
静岡県 経営管理部 東部地域局	技監兼危機管理課長
静岡県 健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	課長
静岡県 交通基盤部 富士土木事務所	次長兼企画検査課長